

低炭素建築物新築等計画の認定申請書を 文京区に提出する場合のお知らせ

低炭素建築物新築等計画の認定申請書を提出するにあたって、以下の点をご確認ください。ご不明な点がございましたら、下記のお問合せ先にご連絡ください。

- ① 建築基準法による「確認済証」の写し及び「確認申請書」第1面から第6面までの写しを添付してください。(正本・副本)
- ② 図面及び計算書には、それぞれの設計者の記名をしてください。(正本・副本)
- ③ 手数料額計算書(認定申請の場合は様式第一号)を添付してください。
(正本・副本)
手数料額計算書は、以下のホームページよりダウンロードできます。
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b033/p004761.html>
- ④ 小屋物置等がある場合は、建築確認申請書の提出前に事前相談(建築指導課 審査担当 電話 03-5803-1263)を行ってください。
- ⑤ 適合証の原本は副本に添付し、適合証の写しは正本に添付してください。
- ⑥ 提出する際には、正本・副本とも紙のファイルに綴じて提出してください。
- ⑦ 提出する際には、担当者が在席していることを電話確認(03-5803-1266)して、ご来庁してください。

お問合せ先 文京区 都市計画部 建築指導課

調査担当 03-5803-1266

設備担当 03-5803-1265 FAX 03-5803-1363

所在地 〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

認定申請手続き、その他の基準については調査担当
住宅に係る基準については設備担当が担当となります。